

狂犬病予防集合注射を実施します

生後 91 日以上の子犬の飼い主には、狂犬病予防法に基づき、生涯 1 回の飼い犬の登録と、年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

狂犬病は人を含むすべての哺乳類が感染する可能性があり、効果的な治療法がないため、発症するとほぼ 100%死亡します。

飼い主であるあなた自身と愛犬を狂犬病の危険から守るためにも、飼い犬の登録、年 1 回の狂犬病予防注射の接種を必ずお願いします。

町では次の日程で集合注射を行います。

■日時・場所

| 月 日 | 時 間 | 場 所 |
|--------------|---------------------|-------------|
| 4 月 21 日 (火) | 9 時 00 分 ~10 時 00 分 | 半 田 公 民 館 |
| | 10 時 40 分~11 時 40 分 | 伊 達 崎 公 民 館 |
| | 13 時 30 分~14 時 30 分 | 睦 合 公 民 館 |
| | 15 時 10 分~16 時 10 分 | 桑 折 公 民 館 |
| 5 月 10 日 (日) | 9 時 00 分 ~10 時 30 分 | 桑 折 公 民 館 |

会場には犬を制御できる人が連れてきてください。

■料金

注射 3, 250円(注射 2,700円+注射済票 550円)

登録 3, 000円

■その他

- ・当日は混雑しますので、つり銭のないようにお願いします。
- ・つり銭が必要な方には、混雑を避けるためお待ちいただく場合があります。
- ・新たに登録が必要な人は、事前に役場生活環境課で登録をお願いします。
- ・集合注射が受けられない場合や犬が暴れて困る場合は、動物病院で個別に注射を受けるようにしてください。
- ・既に町へ登録済の犬の飼い主には、ハガキを送付しますので当日持参してください。
- ・飼い主が変わったとき、犬が死亡したときは、町に届け出てください。

桑折町生活環境課 TEL024-582-2123